令和5年度第6回南部町農業委員会総会会議録						
招集年月日	令和5年8月10日(木)					
招集場所	南部町	设場天萬庁舎2階 大	会議室			
開会時間	13時	3 0 分				
閉会時間	15時	0 5 分				
農業委員	番号	氏 名	出・欠	番号	氏 名	出・欠
出欠	1番	市川 春樹	出席	5番	井田 厚美	出席
	2番	井 上 武	出席	6番	田邉 元史	出席
	3番	庄倉 三保子	出席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	黒木 美由紀	出席			
農地利用最適	8番	牛田 弘則	出席	14番	秦野勝仁	出席
化推進委員	9番	吉次 純一郎	出席	15 番	板 秀樹	出席
出欠	10番	白 川 透	出席	16番	足井 秀二	出席
	11番	松本美樹	出席	17番	野口 龍馬	出席
	12番	糸田 雅樹	出席	18番	山田 安身	出席
	13番	岡田 充生	出席			
議事録署名委員	1番	市川春村	封	2番	井 上	武
出席吏員	農業委員会	会事務局長 亀尾 憲	司	事務員	田邉 操枝	
四加入貝	産業課課	長 藤原 宰 産業	課主幹 前	前田 智恵	子	
傍 聴 人	1人					

	付 議 案 件				
議案番号	提出議案の題目				
第 1 号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について				
第 2 号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について				
第 3 号	農用地利用集積等促進計画案の決定について				
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について(2) 使用貸借の合意解約について(3) 令和5年度遊休農地パトロール出発式について				
協議事項	(1) 南部町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について				
その他	令和5年度第7回南部町農業委員会総会日程				

日程及び提出	(→(c → -let)	
議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和 5 年度第 6 回南部町農業委員会総会を開会致し
		ます。本日は全員出席でございます。農業委員会等に関する法律第 27
		条及び南部町農業委員会会議規則第 5 条の規定により本会は成立して
		いることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨 拶	会長	(省略)
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降
		は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署	議長	│ │ 議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、1 番
名委員及び		市川 春樹委員、2番 井上 武委員、書記は田邉職員にお願いします。
書記の指名		
議案第1号	議長	議事に入ります。議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請
農地法第3条		に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
の規定による	局長	議案第 1 号農地法第 3 条の規定により提出された下記の許可申請に
許可申請に対		一ついて、許可することの可否についての採決を求めます。
する許可につ		【 議案第1号朗読及び説明 (議案書2﴾)】
いて		番号1
		土地の表示: 登記:田 現況:畑 地籍: m²
		合計:田 1筆 m² 権利種別:所有権移転 贈与
		譲渡人:
		譲受人:
		からが贈与で取得し利用するための申請です。全部効率利
		用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件を満たしています。
		番号2
		土地の表示: 登記:田 現況:田 地籍: m²
		登記:田 現況:田 地籍: ㎡
		合計:田 2 筆 m² 権利種別:所有権移転 贈与
		譲渡人:
		譲受人:
		から、、、、、、が贈与で取得し利用するため
		の申請です。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要
	一	件を満たしています。
	議長 庄倉委員	議案第1号につきまして、質疑に入ります。 1番についてお尋ねします。 さんと さんのご関係を教えて
		1 番についてわ等ねします。 さんと さんのこ関係を教えて
	 局長	さんは、 さんの に当たります。
	黒木委員	2番についてお尋ねします。4名の方に贈与ということですが、どの
		ような分け方をされるのですか。
	局長	登記上は4名の名前が入り、4分の1ずつの所有権移転ということに
		なります。
	黒木委員	分かりました。
	秦野委員	4人で分けられる理由を教えて下さい。お一人の方が良いと思います

		が。
	 局長	*** 4人での共有名義にされる理由については、4名の方が連携を取りな
	用及	がら、それぞれが責任を持って農業経営をしていくと言うお考えがあ
		る為と聞いております。
	黒木委員	があるがでありより。 所有者さんと4名のご関係を教えて下さい。
	局長	さんは 歳で、 さんは さんに当たります。 さん 歳
	河文	は さんです。 さん 歳と さん 歳は さんに当たるとお聞
		は さんじり。 さん 成と さん 成は さんに当たるとお闻しきしています。
	黒木委員	
		分かりました。
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし、
	議長	異議なしと認め、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請
=>/: === ===============================	-1/C P	に対する許可について』議決、承認されました。
議案第2号	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可につ
農地法第5		いて』上程致します。提案者より説明を求めます。
条の規定に	局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可につい
よる許可申		て、農地法第 5 条の規定により提出された下記の許可申請について、
請に対する		許可することの可否についての採決を求めます。
許可につい て		【 議案第2号朗読及び説明(議案書 3~4 ター-)】
		番号1
		 土地の表示: 登記:田 現況:田
		 地籍: m² 合計:田1筆 m²
		 契約種別:所有権移転 売買 用途:宅地
		 目的及び概要:共同住宅
		譲渡人:
		譲受人:
		 この申請地は、300m以内に があるため、農地区
		 分は第 3 種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。事業目的か
		 らみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。売買価格
		は、10a当たり 円です。
	議長	議案第2号につきまして提案者より説明がございました。現地調査
		 報告を井上委員よりお願いします。
	井上委員	本日、午前 9 時から、恩田会長、市川職務代理、田邉委員、井田委
	,, -,,	員、糸田委員、亀尾局長、産業課の藤原課長、私の8名で現地調査を行
		 いました。現地調査資料の6ページをご覧下さい。場所は、
		から少し入った所で、下の方に行くとの入り口になります。
		 8ページの土地利用計画図をご覧下さい。図面の右側が道路です。3棟
		建てられて、空いている所は駐車場という形になります。道路に対して
		低いので、同じ高さに埋め立てをされる予定です。出入口は、図面の真
		ん中の横断用可変側溝と書いてある所と、下側の駐車場の 2 カ所にあ
		ります。9ページの排水計画ですが、青色の線が排水の流れる方向です。
		真ん中の駐車場に可変側溝と書いてありますが、それに通して、右側の
		桝を通し、水路の方に雨水排水をするようになっています。汚水排水は
		NICKE OF WAR 10/2 COLISIVED IN G. V. O. O. V. O. D. O. I. W. D. W.

		赤い線になります。各棟から出た排水は、道路側に公共の下水が通って
		おりますので、そちらに流れるようになります。申請地の上側と下側に
		は住居があり、左側は畑を作られています。日照などの問題があります
		ので、周辺の同意を得ておられます。周囲はブロックの上にフェンスで
		囲まれます。以上、問題がないと思いました。
	議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
	黒木委員	農業委員会で、ここまで考えるのか分からないですが、南部町ではハ
	, , , , , , , ,	ザードマップが作られています。新しく出来る建物の高さとか考えな
		くても良いのかと思いました。
	 議長	最近は想定外の雨が降ったりして、公共事業については、国も県も厳
	时处区	しく言われます。危険地帯については民間でも度々検討されますが、一
		般の家については、南部町には規制がありません。例えば、以前に
		の耕作放棄地に工業団地誘致の話がありましたが、危険地域だから駄
		目だと言う事でした。今の南部町の法律では、危険地帯以外は建てても
		よいと言う事です。ただし、消防法というものはございますが、本日の
		現地調査で測量を行い、道路幅が 4m以上あり、問題ないことを確認し
		ていることを報告します。
	黒木委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請
		に対する許可について』は、議決、承認されました。
議案第3号		(産業課 藤原課長、前田主幹入室)
農用地利用	議長	議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程い
集積等促進		たします。提案者より説明を求めます。
計画案の決	前田主幹	【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読(議案書 9~11 🚰 】
定について		
		農地番号 1 番~30 番
		農地番号 1番~30番 設定を受ける者: 3名
足にりいて		設定を受ける者: 3名
足について		設定を受ける者: 3名 設定をする者: 19名
足について	業長	設定を受ける者: 3名 設定をする者: 19名 設定をする土地: 30筆 計 61,174 ㎡
定でうV・C	議長	設定を受ける者: 3名 設定をする者: 19名 設定をする土地: 30筆 計 61,174 ㎡ 質疑を受けます。
定でつV・C	議長田邉委員	設定を受ける者:3名設定をする者:19名設定をする土地:30 筆 計 61,174 ㎡質疑を受けます。さん関係だと思いますが、全て
		設定を受ける者: 3名 設定をする者: 19名 設定をする土地: 30筆 計 61,174㎡ 質疑を受けます。 今回上がっているのは、主に さん関係だと思いますが、全て 借り手が見つかったわけではないと思います。残りの後始末はどうさ
足でついて	田邉委員	設定を受ける者: 3名 設定をする者: 19名 設定をする土地: 30筆 計 61,174 ㎡ 質疑を受けます。 今回上がっているのは、主に さん関係だと思いますが、全て借り手が見つかったわけではないと思います。残りの後始末はどうされますか。
		設定を受ける者: 3名 設定をする者: 19名 設定をする土地: 30筆 計 61,174㎡ 質疑を受けます。 今回上がっているのは、主に さん関係だと思いますが、全て借り手が見つかったわけではないと思います。残りの後始末はどうされますか。 今も調整を図っていただいているのが現状でございます。この度、こ
	田邉委員	設定を受ける者: 3名 設定をする者: 19名 設定をする土地: 30筆 計 61,174 ㎡ 質疑を受けます。 今回上がっているのは、主に さん関係だと思いますが、全て 借り手が見つかったわけではないと思います。残りの後始末はどうされますか。 今も調整を図っていただいているのが現状でございます。この度、この議案を提案するに至りましては、農業委員さん、推進委員さんには汗
	田邉委員	設定を受ける者: 3名 設定をする者: 19名 設定をする土地: 30筆 計 61,174 ㎡ 質疑を受けます。 今回上がっているのは、主に さん関係だと思いますが、全て借り手が見つかったわけではないと思います。残りの後始末はどうされますか。 今も調整を図っていただいているのが現状でございます。この度、この議案を提案するに至りましては、農業委員さん、推進委員さんには汗をかいていただきまして、ここまでの調整が出来たところです。残って
	田邉委員	設定を受ける者: 3名 設定をする者: 19名 設定をする土地: 30筆 計 61,174 ㎡ 質疑を受けます。 今回上がっているのは、主に さん関係だと思いますが、全て 借り手が見つかったわけではないと思います。残りの後始末はどうさ れますか。 今も調整を図っていただいているのが現状でございます。この度、こ の議案を提案するに至りましては、農業委員さん、推進委員さんには汗
	田邉委員	設定を受ける者: 3名 設定をする者: 19名 設定をする土地: 30筆 計 61,174 ㎡ 質疑を受けます。 今回上がっているのは、主に さん関係だと思いますが、全て借り手が見つかったわけではないと思います。残りの後始末はどうされますか。 今も調整を図っていただいているのが現状でございます。この度、この議案を提案するに至りましては、農業委員さん、推進委員さんには汗をかいていただきまして、ここまでの調整が出来たところです。残って
	田邉委員	設定を受ける者: 3名 設定をする者: 19名 設定をする土地: 30筆 計 61,174 ㎡ 質疑を受けます。 今回上がっているのは、主に さん関係だと思いますが、全て借り手が見つかったわけではないと思います。残りの後始末はどうされますか。 今も調整を図っていただいているのが現状でございます。この度、この議案を提案するに至りましては、農業委員さん、推進委員さんには汗をかいていただきまして、ここまでの調整が出来たところです。残っていますのが の集落よりも上の方で、まだバトンがつなげていない
	田邉委員	設定を受ける者: 3名 設定をする者: 19名 設定をする土地: 30筆 計 61,174 ㎡ 質疑を受けます。 今回上がっているのは、主に さん関係だと思いますが、全て借り手が見つかったわけではないと思います。残りの後始末はどうされますか。 今も調整を図っていただいているのが現状でございます。この度、この議案を提案するに至りましては、農業委員さん、推進委員さんには汗をかいていただきまして、ここまでの調整が出来たところです。残っていますのが の集落よりも上の方で、まだバトンがつなげていない状況でございます。先月も の集落に足を運ばせていただいて、所有
	田邉委員	設定を受ける者: 19名 設定をする者: 19名 設定をする土地: 30筆 計 61,174 m³ 質疑を受けます。 今回上がっているのは、主に さん関係だと思いますが、全て借り手が見つかったわけではないと思います。残りの後始末はどうされますか。 今も調整を図っていただいているのが現状でございます。この度、この議案を提案するに至りましては、農業委員さん、推進委員さんには汗をかいていただきまして、ここまでの調整が出来たところです。残っていますのが の集落よりも上の方で、まだバトンがつなげていない状況でございます。先月も の集落に足を運ばせていただいて、所有者の方にも状況をご説明し、今後の方向性についてお話を聞かせても
	田邉委員	設定を受ける者: 19名 設定をする者: 19名 設定をする土地: 30筆 計 61,174㎡ 質疑を受けます。 今回上がっているのは、主に さん関係だと思いますが、全て借り手が見つかったわけではないと思います。残りの後始末はどうされますか。 今も調整を図っていただいているのが現状でございます。この度、この議案を提案するに至りましては、農業委員さん、推進委員さんには汗をかいていただきまして、ここまでの調整が出来たところです。残っていますのが の集落よりも上の方で、まだバトンがつなげていない状況でございます。先月も の集落に足を運ばせていただいて、所有者の方にも状況をご説明し、今後の方向性についてお話を聞かせてもらいました。その中でのご意見は、ご自身で出来ると言うご意見はな
	田邉委員	設定を受ける者: 3名 設定をする者: 19名 設定をする土地: 30筆 計 61,174 ㎡ 質疑を受けます。 今回上がっているのは、主に さん関係だと思いますが、全て借り手が見つかったわけではないと思います。残りの後始末はどうされますか。 今も調整を図っていただいているのが現状でございます。この度、この議案を提案するに至りましては、農業委員さん、推進委員さんには汗をかいていただきまして、ここまでの調整が出来たところです。残っていますのが の集落よりも上の方で、まだバトンがつなげていない状況でございます。先月も の集落に足を運ばせていただいて、所有者の方にも状況をご説明し、今後の方向性についてお話を聞かせてもらいました。その中でのご意見は、ご自身で出来ると言うご意見はなく、使っていただけるのであればバトンを渡したいと言うご意見がほ

T	
	引き続き次の担い手さん、借手さんを、あっせん、仲介できるように動
	きを進めていますので、もう少し様子を見させていただいて、次の提案
	をさせていただく形で今は進めているところでございます。
議長	今のおっしゃりでは、この件については産業課が頭となって進めて
	いる形と言う事ですね。産業課が責任を持ってされるのか、あるいは、
	農業委員さん達が責任を持ってやるように言われているのか。今の考
	え方では、良いとこ取りで、後の事は投げておくと言う考え方です。大
	事なことですので、誰が頭となって仕切っていくのかはっきりと教え
	て下さい。
藤原課長	説明が言葉足らずでした。申し訳ございません。産業課が完全に責任
	を持って次につなぐということは、ちょっとしかねます。基本的には、
	所有者さんが次の方を探すのが第一義だとは思っておりますが、現実
	 難しい、そういうことで、手放すのもやぶさかではないというようなお
	話があったのではないかと思います。そこで、農業委員さん等々に間に
	入っていただいて、働いていただくというのが、地域にとっては必要に
	なってくると思っています。ただ、そこにだけ任せるということではあ
	りませんので、産業課も全面的に一緒になって、その中に入っていきた
	いと考えております。
議長	それは違います。誰が責任を持ってやるのかと言う事です。逃げ言葉
	│ │ではなく、産業課が責任を持ってやりますと言えませんか。2年前です │
	│ │か、役場が借りていた所を返すと言う事で、中間管理機構の伊藤理事長│
	 に、借り手が無くても 3 年間お願いをしますと直接頼みました。その
	 ような事を、課長が責任を持ってできるかどうかです。産業課が責任を
	持ってやると言って下さい。そうでないと、良いとこ取りして、後は農
	 業委員会に任せるでは、農業委員の皆さんも困ります。私が責任を持っ
	 てやります。しかしながら、農業委員さんもご協力をお願いしますと言
	えませんか。
藤原課長	大変申し訳ございません。逃げる発言をしたつもりはありませんで
744774 1914	したが、会長が言われるように、産業課としても責任は持ちます。当然
	この件については、次の農地へつなぐことですので、産業課としても全
	面的にやりたいと思います。その件に関して、やはり行政ですので、住
	民の方、集落の方、その辺のつなぎもこちらの方に来ますので、表に立
	つのは私どもだとは思っています。会長が言われるように地域のこと
	に長けていらっしゃるのは農業委員会の委員の皆さんですので、そこ
	のつなぎ役として御協力をいただきたいと思います。よろしくお願い
	します。
 議長	田邉委員さん、自分が責任を持ってやると言っておられます。
田邉委員	よろしくお願いします。借り手が見つからないと耕作放棄地になっ
	てしまいます。産業課が中心となって、そのような事にならないように
	お願いします。
上 糸田委員	今回の集積計画は中間管理機構が中に入っていないのですか。それ
/\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	から、残った農地について、中間管理機構に積極的に関わって貰った方
	がよいのではないですか。
前田主幹	今回の提案は全て中間管理機構を通した契約になります。
四二十	/四ツル木は土く丁四日生 双冊と埋した大川にはソより。

	での集落の話合いを持たせていただいた時に、中間管理機構さ
	んにも出席のお願いをしましたが、基本的に元々の契約が、ほぼ相対で
	されている農地と言う事もありまして、その際には参加いただけませ
	んでした。 今ある農地について、新規に借りられる方がおられない状態
	での引き受けについては、現状、鳥取県の中間管理機構ではされていな
	いと言う事で、受けてはいただけないのが状況です。
議長	いい加減な答弁では困ります。鳥取県下で、受け手がいない農地を機
	構はたくさん受けています。基本的に法律の中で、3年間は中間管理機
	構が管理して、借手がなかったときには所有者に返すのが原則です。
藤原課長	議長が言われますように、ルール上は、次の担い手を探す為に中間管
	理機構にお願いをして、機構も一緒になって探していただくのが基本
	的な運び方ですが、実際には、中間管理機構も人手がおられないと言う
	事もありまして、市町村の方で段取りが出来たものを処理されるのが、
	今の実態となっています。ただ、それが良いと言う事ではないので、中
	間管理機構にも、この案件については説明もしてありますし、今後の方
	向性についても話をさせていただいておりますので、積極的に関わっ
	て解決を図っていきたいと思っています。
議長	機構の理事長と直接に面談をされた事がありますか。これだけの事
	になると机の上だけでは前には進みません。責任を持つとおっしゃい
	ましたのでお願いします。田邉委員よろしいですか。
田邉委員	課長職を全うしていただいてよろしくお願いします。
議長	他にございませんか。
野口委員	3点ほどお伺いしたいことがあります。
	1点は、先ほどの課長の話の中で、次の受け手がなかったら手放すと
	言われているとの説明がありましたが、手放すの意味がよくわかりま
	せん。誰が何をどうすることなのか教えて下さい。
	それから、前田さんにお聞きします。今回は緊急な案件で、 さん
	が受けてくれて皆が非常に助かっている面はあります。農業委員会が
	関わる事ではないと分かっていますが、賃料が以前の契約よりかなり
	下がっていますが、所有者さん達は、この金額で了承されたのかお伺い
	したいと思います。
	3 点目は、質問ではいのですが、課長の話もありましたが、担い手機
	構に対して違うのではないかと思うところがあり、私も農業している
	中で苦虫を噛むことがたまにあります。できれば、農業委員会からも、
	恩田会長、市川職務代理の方から、是非、一言言って欲しいと思います。
藤原課長	手放すという表現が間違っていたかもしれません。次の担い手さん
	がいない場合は、当然、所有者さんの方で管理をする形にはなるのです
	が、農地としての維持は難しいので農地以外の山林などにするのもや
	むなしと言う事をおっしゃったのを、私の方で勝手に手放すという言
	い方をしてしまいました。申し訳ありません。
前田主幹	農業委員さんのご協力いただいて、委員さんより地権者の方とお話
	をしていただきました。耕作していただけるだけで良いからと、使用貸
	借に切替えをされた方もおられますし、金額は下がっても少しは負担
	を頂きたいと、 円、 円の方もおられます。元々は 円

	1. 2
	とかで契約をされていた方もおられますが、 さん自体も、契約期間
	が切れたものから 円に切替えをされていた経緯もあるので、そこ
	まで強い反発はなかったように思っています。
市川職務	補足をします。2番から30番まで、私が仲介者になって地権者の方
代理	と直接お話をしました。 さんの賃料は、 円とか 円で、
	以前は 円位で借りておられて、高すぎると言う事で、切り替え
	の際に随時下げてきました。最終的に中間管理機構を使う場合には
	円に統一すると言う話をしまして、それがでの最高金額
	だと位置づけました。肥料代等が上がり、米代金が下った中で、 さ
	んはまだ若い青年で、就農されてから 3 年ほどですし、将来的な事も
	考えて、田んぼを守りたいと言う本人の気持ちも酌んでいただいて、
	、もしくは 円という基準で交渉したという経過でございます。
議長	3 点目の農業委員会会長が協力したらと言う事でございますが、これ
	は、ボタンのかけ違いがあります。産業課がやるのであれば、農業委員
	会に相談をされなくてはいけません。農業委員会は、皆さん方にお諮り
	して特別委員会と言うものを作り、特別委員会の委員さん方に協力を
	願う形を作らなければいけません。それを一方的に産業課が、 地区
	か 地区か分かりませんが、引き抜くような格好でやっておられま
	す。そのものに協力して欲しいと言われても、協力出来ません。きちん
	とした形で、産業課から農業委員会会長宛に招集権をお願いしますと
	言う事があれば、会長は招集して、特別委員会を作って、皆さんに御協
	力を願い、その中で機構の理事長さんにもお願いをする立場になりま
	す。しかし、最初からこのような形ではないので、既に矢は弓から離れ
	ていますので、農業委員会の会長は協力出来ません。
野口委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
白川委員	7ページの恩田さんの住所の確認をお願い致します。
前田主幹	間違っていますので訂正をお願いします。
庄倉委員	さんの件につきましては、皆さんが本当に苦労をされていると
	聞いています。今年の春頃に、 さんは大豆を作られると言う話があ
	りました。10月1日から借りられると水稲の作付けは来年の春からに
	なりますが、大豆なら今年の作付けに間に合ったのではないかと思い
	ます。大豆ならば さん以外の方でもできたのではないかと思いま
	すが、そのようなお考えはありませんでしたか。
前田主幹	始期が10月1日からと書いてあるので、今年の作付けは無いように
	見えますが、イレギュラーな事ですので、機構さんとも相談して、契約
	開始前から農地の立入りをさせてもらい、既に今年度から さんが
	水稲の作付けをされている状態です。立入りに当たっては、地権者さん
	と さんの間で、契約前の立入について同意書を交わしておられます。
	他の担い手さんはいなかったのかについてですが、一度、担い手さん
	と農業委員さんに集まっていただいて、引受け手がおられないか相談
	の会議を行いました。その席上で さんが手を上げて意欲を見せて
	くださったこともあって、今回の運びとなりました。
庄倉委員	今年の作付けが出来ていると言う事でしたら、それは良いことだと
— <i>— — — —</i> — — — — — — — — — — — — — —	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O

		思います。
	詳 巨	他にございませんか。無いようですので、農地番号1番を除いてご異
	議長	
	<u> </u>	議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	議案第3号は農地番号1番を除いて議決、承認されました。
		番号 1 番については、私の親族の案件ですので、議長を市川職務代
		理と交代します。
		(市川職務代理と議長交代、恩田会長退室)
	議長	番号1番について質疑を受けます。
	黒木委員	期間が11年1か月となっていますが、11年と言う長い期間であるこ
		とと、1か月という半端な月数は何か理由があるのですか。
	前田主幹	契約期間については、望ましい契約期間が10年以上ということで、
		双方で話合いをされた期間がこちらになります。1ヶ月については、多
		分 10 年の気持ちで日付を入れられたと思いますが、計算結果的に 1 カ
		月オーバーになったのではないかと思います。
	黒木委員	分かりました。
	議長	案第3号番号1番につきまして、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第3号番号1番は議決、承認されました。
		(恩田会長入室、市川職務代理と議長交代))
5.報告	議長	報告事項に入ります。『(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知
(1)農地法		 について提案者より説明を求めます。
第18条第	局長	【『(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』要点の朗読
6項の規定		(議案書 27 ﴾ 〕】
による通知		全て さん関係の合意解約でございます。(表の見方を説明)
について		 備考欄に、促進計画議案書とあるのは、合意解約した後に先ほどご審議
		 頂いた促進計画で次の借り手がおられる筆です。作業委託とあるのは、
		合意解約をした後に、作業委託をしながら、基本的には地権者が管理を
		される筆です。空欄は、合意解約はしたものの、次の受け手が決まって
		ないものでございます。
	 議長	質疑を受けます。
	野口委員	確認ですが、 さんが合意解約されたわけですが、地主さんと機構
	71122	との契約は続いているのですか、それとも、中間保有せずに地主さんの
		方に帰ってしまうものなのですか。と言うのも、機構が中間保有するも
		のだと思っていて、それだと、先ほどの議題の時の、 の残っている
		農地の話合いについて、機構が参加しない理由の整合性が無くなって
		しまうと思います。完全に手を引いてしまった考えでよろしいですか。
	前田主幹	機構との契約も解約になっています。
	議長	さんが辞められて、機構と合意解約をされたのならば、次に機構
	職 艾	
		と所有さんとの合意解約も必要になるのではないですか。
	藤原課長	令和 5 年度からは三者契約になっております。今回の合意解約につ
		きましても、中間保有と言う形ではなくて、三者の合意に基づいて、転
	w L 4: D	貸の方も解約と言う形を取っています。
	野口委員	令和 5 年度以前の契約についても、今後このような形になるのです

	か。
前田主幹	契約の書式が 5 年度から変わった関係で、三者が一括で合意解約と
	いう形をとらせていただいています。どちらかだけを解除する書式も
	ありますので、場合はよっては借受人と機構だけの解約も可能ですし、
	今回のように全ての契約を一括で解約する方式も両方あります。
議長	中間管理機構と地主さんの解約もできるわけですか。
前田主幹	中間管理機構と耕作者のみの解約の方法はあります。中間管理機構
	と地権者のみの解約というのは原理上状あり得ないのでありません。
	説明不足ですみません。
議長	大事な事なので確認します。耕作者と機構は解約できるわけですか。
前田主幹	中間管理機構と耕作者のみの解約は出来ます。
井上委員	以前の総会では、機構と耕作者が解約をされて、機構と地権者が解約
	されて、二段構えで出ていましたが、今後はそのような形を取られない
	と言う事ですか。
前田主幹	解約に関しては、以前は、耕作者さんと機構の解約があって、機構と
	地権者さんの解約が別々にある状態でしたが、今後は、全てを解約する
	場合は、一括で提案と言う形になります。
議長	この4月に法改正があった為と言う事です。
野口委員	この件に関して腑に落ちません。まず聞きたいのが、その法改正は、
	どこの法が変わったのか、国ならば仕方のない話ですが、鳥取県の中間
	管理機構のルールがそうなったのならば、機構のルールはおかしいと
	私は思います。今回の件も、 さんが辞められて、耕作する人がいな
	くて地主さんが困っているわけです。これが仮に機構が保有してくれ
	たら、そのあとを探すのもフォローしてもらえて、地主さんも安心でき
	るはずですし、そういうのがあるからみんな中間管理を通して農地を
	貸すわけです。借りる側も、そういう面で安心して下さいと説明して借
	りるわけなのに、一方が辞めると言ったら全部切れるとなってしまっ
	たら、それは凄く困る話ではないかと思います。特に地主さんが困られ
	ると思うので、5年4月から変わったルールを教えて下さい。
議長	どこの法律が変わったのか、説明を願います。
前田主幹	今年度からの法改正と言うのは、国の農振法の改正にあわせて、中間
	管理の方の書式も変わったものになります。
議長	国の法改正の中で、変わったと言われています。
野口委員	はい。
議長	他にございませんか。
田邉委員	今回の件については、農業委員会がタッチしておりません。産業課が
	責任持って面倒見るということであれば、残った農地をどうされるの
	か逐次報告していただきたいと思います。本来ならば、このような問題
	は特別委員会を設置して農業委員会も関与していくという姿勢が大事
	ではないかと思います。産業課長が最後まで面倒見るとおっしゃいま
	したので、農業委員会への報告はよろしくお願いします。

	T	
	藤原課長	定期的な状況報告は入れさせていただきますし、1 件でも次につなが
		れば、提案をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思いま
		す。また、今後も、お願いすることも多々あると思います。特に、担当
		の農業委員さん推進委員さんが中心になろうかと思いますけれども、
		 個別で情報提供、情報収集もさせていただきます。よろしくお願いいた
		します。
	 議長	他にございませんか。ないようですので『(1) 農地法第 18 条第 6 項
	时处人	の規定による通知について』報告を終わります。
(2)使用貸	議長	『(2) 使用貸借の合意解約について』説明をお願いします。
借の合意解		
約について	局長	【『(2) 使用貸借の合意解約について』(28~29分)】
		報告事項 1 番は貸借権があるものでございましたが、これは使用貸
		借の合意解約でございます。表の見方は先ほどと同じでございます。
	議長	ご質問はございませんか。ないようですので使用貸借の合意解約に
		ついて報告を終わります。
(3) 令和5	議長	『(3) 令和5年度遊休農地パトロール出発式について』説明を求めます。
年度遊休農	局長	8月24日木曜日の9時30分より天萬庁舎3階のまんてんホールに
地パトロー		て出発式を行います。出発式の後に遊休農地調査に係る研修会を予定
ル出発式に		しております。遊休農地の判断をどのように行うか、また、タブレット
ついて		の使い方について、一般社団法人鳥取県農業会議より講師の方をお招
		きする予定です。その後に現地研修を朝金地区で予定しております。
		18 ページには昨年度の遊休農地パトロールの結果を載せています。
		令和 5 年度遊休農地パトロール班編成表をお配りしています。大国
		 地区につきましては8月24日にパトロールを行います。その他の地区
		 につきましては、9 月から 10 月末までにお願いするとともに、日程が
		決まりましたら事務局までご連絡をお願いします。農業委員会以外の
		関係機関の方々には事務局より通知をしますので、早めにご連絡をい
		ただきますようご協力をお願いします。
	 市川職務	班長さんは決まっていますか。
	代理	近及さんなんなっていなりが。
		工海地区及内央委员 上园地区及口井委员 法暌老地区及共上委员
	局長	天津地区は庄倉委員、大国地区は足井委員、法勝寺地区は井上委員、
		上長田地区は田邉委員、東長田地区は板委員、手間地区は市川委員、賀
	-0.6 H	野地区は井田委員と聞いております。
0 1+ =×	議長	皆様のご協力をお願いします。
6.協議 (1)南部町	議長	協議『(1) 南部町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の
農業経営基		変更について』提案者より説明を求めます。
盤の強化の	前田主幹	農業経営基盤強化促進法の第 5 条に基づいて、10 年後の農業構造展
促進に関す		望をして、概ね 5 年ごとに県の基本方針が策定されます。それにあわ
る基本的な		せて町の方でも基本構想を策定しております。令和3年2月に新しい
構想の変更		ものを作っておりますが、このたび、令和5年4月1日の農業経営基
について		盤強化促進法の一部改正に基づいて、構想の方に必要事項を追加しな
		さいという国からの通知がありましたので、それに基づいて変更を行
		うものです。
		今回の変更ですが、地域計画の推進事業について記載をすることと
		いうのと、利用権設定の促進事業については、相対での農地の貸し借り
L	l	

については2年間の猶予期間があると言う事で、令和5年と令和6年が猶予期間になるのですが、猶予期間を設ける場合は、基本構想の方に、経過期間中の取扱いを記載しないといけないと言う事で、そちらの方の記載を追加するものです。今回の記載内容は、県の方の基本方針も最低限のものを改正すると言う事で、そちらにあわせて町の方も最低限必要なもののみを変更するというものになります。

大きな見直しについてですが、令和 6 年度に食料農業農村基本法の 改正が予定されていると言う事で、農地利用集積の促進計画に完全移 行が令和 7 年度からということもありまして、こちらに合わせて本格 的な見直しを行うと言う事で、今回は、内容については見直しは行って おりません。

変更した箇所については、資料の中の赤字で掲載しているところに なります。

本文中で、今まで人農地プランと記載をしてあるものは全て地域計画と文言が変更になっています。

地域計画の策定の、大きな記載の変更は 14 ページに赤字で一括で追加をしているものです。

農用地の、10年間の概ねの予定を地域ごとに立てると言う事で、以前は人農地プランというものを作っていましたが、それが全て地域計画に変わると言う事で、町も基本構想に、それの策定の実行ですとか、区域の基準というのを記載するようにと言う事で今回記載を行ったものです。

地域計画の策定実行に当たっては、関係者を中心に話合いを行っていきますと言う事と、年 1 回程度の進捗管理を行って、必要に応じて協議をしますと言う事と、条件が悪い農地であって、維持が難しい場合には、粗放的管理を検討すると言う事で、書いています。

区域の基準については、基本的には現在の人農地プランというのが 概ね地域振興区単位で設定をされていますが、そちらを基に基本的に は立てるのですが、概ね1集落以上で、農地の状況ですとか、農作業の 実態に合わせて設定をしていくようにと考えています。協議の場につ いては、区域ごとに、担い手さんや、自治会さんの方に通知をさせても らい、幅広い関係者の方に参加をいただくように考えています。

続いて利用権設定の、相対の猶予期間の取扱いというのが 15 ページ の 2、利用権設定等促進事業に関する事項のところに赤字で 3 行記載し てあります。経過措置期間中についての取扱いを記載しているもので す。こちらを記載することによって 2 年間の経過措置期間を設けることが出来ます。

改正については、10 月までに改正が必須となっておりますので、今回農業委員会さんの方に御意見を伺うようにしております。以上です。

議長

このことについて、お聞きになりたいことはございませんか。

糸田委員

3点質問します。1点が、20、21ページの"(6)特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規定の認定"と"(7)農用地利用改善団体の奨励等"これは、まだ存続していますか。農用地利用改善団体という組織はまだ南部町にありますか。確認されて必要ないようであれば

	1	
		削除されても良いと思います。
		それと 23 ページの 7 の (1) のウの"町は、地域水田農業ビジョンの
		実現に向けた"のところで、地域水田農業ビジョンの名称が変わってい
		るのではないかと思います。それから 2 行目の"農事組合法人福成"
		も、名称が変わっています。
		3 点めは、24 ページの(2)農業委員会の協力のところで、"農業再生
		協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものと
		し"、とありますが、ここの意味がよく分かりません。農業再生協議会
		が、ここでポツンと出てきたような感じがします。
	議長	質問のありました3点について、直ぐに答えることができますか。
	前田主幹	(7) の農用地利用改善団体については、後日回答させていただきま
		す。23 ページの農事組合法人福成の箇所は訂正します。地域水田農業
		ビジョンについても後日回答させて下さい。24 ページの書きぶりにつ
		いても確認して、後日回答します。
	議長	後日、回答をよろしくお願いします。
令和5年度	議長	令和5年度第7回南部町農業委員会総会は、令和5年9月8日(金)
第7回農業		に開催します。総会の午前中に現地調査を行っていますが、新しい委員
員会総会の 日程につい		さんには、随時、現地確認に同伴していただくようにしますので、よろ
て		しくお願いします。
その他	庄倉委員	農地の事ではないのですが、 に があるのですが、その上の
		方の山に太陽光の計画があると聞きました。木を伐採して、下の方は残
		すと聞いています。山に太陽光を設置すると、そこから水が流れます。
		は、しょっちゅう氾濫する所で、下の方の農地に凄く迷惑がかか
		る所です。そこに太陽光を設置すると、雨によっては、そこから水が流
		れてきて、農地に影響が出るのではないかと懸念しています。集落の区
		長さんからは、集落自体は反対をされているとお聞きしましたが、農業
		委員会として反対だというような話ができないでしょうか。
	議長	事務局は、そのような話を聞いていますか。
	局長	庄倉委員よりご報告いただきまして、一緒に さんから事情を
		お聞きしています。
	議長	農地にはかからないわけですか。
	庄倉委員	太陽光自体は、農地には全然かかりません。山の、本当に急斜面の所
		です。
	議長	今の法律の中では、面積が 3,000 ㎡を超えると行政指導が関わって
		きます。水量計算を、きちんと出さないと許可が出ません。
	庄倉委員	3年か4年ぐらい前に、所有者の方が、その山を売って太陽光にした
		いという時は、非常に大きな面積だったのですが、中止になりました。
		今回は 3,000 ㎡を超えない面積なので、行政はタッチしないと思いま
		す。地主さんもこちら他の方ではありません。
	議長	3,000 ㎡以下ですと、なかなか行政も動かないと思いますが、きちん
		と文書化して意見具申をすることはできます。
閉会	議長	これにて令和5年度第6回南部町農業委員会総会を閉会致します。
L	1	ı